

川崎市職員共済組合個人情報の保護に関する規程

平成 21 年 11 月 30 日
共 済 規 程 第 7 号

最近改正 平成 31 年 3 月 11 日共済規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第 2 条第 5 項の規定に基づき川崎市職員共済組合（以下「組合」という。）が個人情報取扱事業者として講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、法に定める用語の例による。

2 組合は、死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、法に定める個人情報と同等に取り扱うものとする。

(組合の責務)

第 3 条 組合は、組合が保有する個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、あらゆる業務を通じて個人情報の保護管理の徹底に努めなければならない。

(従事者の責務)

第 4 条 個人情報の取扱いに従事する組合の役員及びその事務局の職員（以下「役職員」という。）の立場にある者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 故意又は過失により個人情報を漏えい又は流失させた役職員は、その被害に対し損害賠償の責を負わなければならない。

3 役職員は、その職への就任に当たり、別紙様式に定める守秘義務に関する誓約書を提出しなければならない。

(管理組織)

第 5 条 組合の理事長（以下「理事長」という。）は、組合が保有する個人情報の保護管理の実施、運用等について監督を行わせるため、組合の事務局長を個人情報保護統括管理者（以下「統括管理者」という。）に指定する。

2 統括管理者は、個人情報を適正に管理するため、組合の事務局次長を個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）に指定する。

3 保護管理者は、統括管理者を補佐し、統括管理者が出張、休暇等により不在の場合又は統括管理者の指示を受けた場合においては、その職務の全部又は一部を代理することができる。

4 個人データの取扱いに従事する者（以下「取扱員」という。）は、個人データの処理業務を大量に行うときは、事前に保護管理者の承認を得るものとする。

(保護管理等)

第6条 組合は、法令の定め、又は組合が法令上従う義務がある国等の機関の指示があるとき、若しくは理事長が事務の目的を達成するために必要と認める業務を除き、組合以外のものとの間において通信回線による電子計算機の接続をして個人データの電子計算機による処理を行ってはならない。

2 個人情報の保管場所は、保護管理者及び取扱員が責任をもって管理し、役職員の不在の間は、常時施錠するものとする。

3 前項に定めるもののほか、外部からの不正アクセスを防御する対策等、個人情報保護のための電子計算処理の適正な運営に関し必要な事項は、別に定める。

4 組合が保有する個人情報を廃棄及び消去する場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

5 統括管理者は、役職員及び組合会議員に対し、個人情報の保護管理の重要性及び関係法令の遵守について必要な研修を適宜行うとともに、事務局の職員を対象として個人情報の管理について点検を行うものとする。

6 前項の個人情報の管理についての点検に関し必要な事項は、別に定める。

(事故発生時の対策)

第7条 取扱員は、その取り扱う個人情報に漏えい等の事故若しくは事件（以下「事故等」という。）の発生又はその兆候を察知したときは、直ちに保護管理者にその事実を報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた保護管理者は、直ちにその事実を統括管理者及び理事長に報告しなければならない。

3 統括管理者は、当該報告を受けたときは、直ちに事故等の経緯、被害状況、その兆候等を調査し、その事実の実態に即して次の各号に掲げる措置を適切に講じるとともに、理事長にその対応措置を報告しなければならない。

(1) 漏えい等の事故等における個人情報の範囲の特定

(2) 当該個人情報の重要度の評価

(3) 当該個人情報の漏えい経路の特定等、事故等の事実関係等の把握

(4) 事故等の事実関係等の公表

(5) 当該個人情報に係る本人への対応

(6) 当該個人情報の原状回復

(7) 当該個人情報に係る安全管理体制及び類似の他の個人情報に係る安全管理体制の見直し

(8) 犯罪性がある場合は、警察への被害届の提出又は告訴

4 理事長は、個人情報の漏えい等の事故等の発生を確認した場合には、直ちに総務大臣に事実関係等を報告するものとする。

(外部委託)

第8条 組合は、個人情報の処理を外部に委託する場合には、次の各号に掲げる事項を規定した委託契約書を締結するとともに、契約の相手先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) 契約の相手方に対する厳重な保護管理の遵守

- (2) 契約の相手方及び従業員に対する知り得た事項の漏えいの禁止
- (3) 承認外の再委託の禁止
- (4) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償請求
- (5) 契約目的外の使用の禁止

2 組合は、前項の場合において、必要と認められるときは、個人情報を記録する媒体の授受の手続き、搬送の方法及びその経路、保管方法その他の個人情報の滅失等を防止するため必要な事項について契約の相手方と覚書を締結するものとする。

(個人情報の開示請求等)

第9条 組合が保有する個人情報について法第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項若しくは第3項に基づく開示請求等があったときは、次のとおりとする。

- (1) 診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書(後期高齢者医療に係るものを除く。)の開示請求又は開示依頼があった場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 前号以外の個人情報の開示請求等があった場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

2 個人情報の取扱いに関する相談及び苦情に適切に対応するため、組合に個人情報相談窓口を設置する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、組合の保有する個人情報の保護管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(川崎市職員共済組合の保有する個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 川崎市職員共済組合の保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年川崎市共済規程第1号)は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年5月30日から適用する。